



## ひとり親家庭等への支援



ひとり親家庭等の自立を目的として、様々な支援を行っています。  
制度により所得制限等の要件があります。

| 種類        | 名称                        | 概要   | 受付窓口                         |
|-----------|---------------------------|--|------------------------------|
| 手当        | ①児童扶養手当                   | 母子・父子家庭などに手当を支給します。<br>対象：ひとり親家庭又は父母に一定の障害がある方で、18歳の年度末までの子ども（一定の障害のある子については20歳未満）を養育している方（所得制限あり）               | こども家庭支援室<br>内線274            |
|           | ②遺児手当                     | 生計を維持していた親を亡くした児童の保護者に手当を支給します。<br>対象：生計維持者を亡くし、18歳の年度末までの子どもを養育している方（所得制限あり）                                    |                              |
| 助成金       | ③ひとり親家庭等医療費助成             | 保険診療分の医療費の一部負担金を助成します。<br>対象：上記児童扶養手当と同じ。また、その子ども。   | こども家庭支援室<br>299-2816         |
|           | ④ひとり親世帯民間賃貸住宅家賃差額助成       | 住居の取壊し等により市内転居した場合、転居前と転居後の家賃差額を助成します（限度額あり）。<br>対象：民間の賃貸住宅に居住しているひとり親世帯   |                              |
|           | ⑤ひとり親世帯民間賃貸住宅入居支援事業       | 賃貸契約をする際の債務保証制度の保証料を助成します（限度額あり）。賃貸契約の前に相談が必要です。<br>対象：市内転居の際、保証人を確保することが難しく、債務保証制度を利用するひとり親世帯                   |                              |
| 就労のための給付金 | ⑥ひとり親家庭教育訓練給付金            | 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育講座を受講し、修了した場合に給付金が支給されます。<br>※講座の受講前に、事前相談が必要です。<br>対象：児童扶養手当を受給中、又は同様の所得水準のひとり親の方             | こども家庭支援室<br>299-2816         |
|           | ⑦ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業     | 市指定の資格を取得するために、養成機関において、1年以上の課程を修業中又は修業した場合に、給付金が支給されます。<br>※修業開始前に、事前相談が必要です。<br>対象：児童扶養手当を受給中、又は同様の所得水準のひとり親の方 |                              |
|           | ⑧ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 | 高卒認定試験講座を修了及び高卒認定試験に合格した場合に、給付金が支給されます。<br>※講座の受講前に、事前相談が必要です。<br>対象：児童扶養手当を受給中、又は同様の所得水準のひとり親の方                 |                              |
| 補助金       | ⑨養育費の保証促進補助金              | 養育費保証契約を締結する際の保証料を補助します（限度額あり）。<br>対象：ひとり親家庭で要件を満たす方   |                              |
| 支援        | ⑩子どもの学習支援事業               | ひとり親家庭等の小中学生を対象に学習支援を行います。<br>対象：ひとり親家庭等の小中学生  |                              |
|           | ⑪ひとり親家庭等日常生活支援事業          | 家事・育児を行う家庭生活支援員を自宅に派遣します（所得により費用負担あり）。<br>対象：ひとり親家庭及び寡婦で、一時的な病気や技能取得のための通学などにより、日常生活に支障をきたす方                     |                              |
| 施設        | ⑫母子生活支援施設                 | 母子家庭の自立支援・子育て支援を行う施設です。母子生活支援施設に入所し、自立へ向けた計画を立てていただきます。  |                              |
| 貸付金       | ⑬母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付        | 生活資金・就学支度資金等の貸付をします。<br>対象：ひとり親家庭で20歳未満の子を養育する方、寡婦の方   | 埼玉県東部中央福祉事務所<br>048-737-2132 |